

## **第 5 章            新公会計制度改革の活用方策**

## 自治体の財務書類の分析・活用の意義

### 1 国の方針

平成 18 年 7 月 7 日に示された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針 2006）」に『公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。』との文言が盛り込まれたことに加え、平成 18 年 8 月 31 日に地方行革新指針が公表された。

同指針では、財務書類の整備スケジュールを示すとともに、資産・債務改革については、財務書類 4 表の作成・活用等を通じ、資産・債務の適切な管理を進めるとともに、「未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする改革の方向性と具体的な施策 3 年以内に策定すること」とされた。

### 2 自治体の対応

国の方針を受けて各自治体では、公会計の改革に取り組む必要に迫られることとなったが、自治体は国の方針を具体化して、それぞれの実情に即した新公会計制度を導入する意義を確認し、この作業を進める必要がある。市町においては、財務書類の分析・活用を行う共通的な意義として以下の点が認められる。

発生主義の考え方や複式の財務書類の作成処理を通じて、これまで不足していた、あるいは曖昧であった情報を取得できる。  
財務情報を整理・分析して、客観的な評価を実施できる。  
住民に対して説明責任を果たすとともに、今後の財政運営や事務事業の見直しといった行政経営に活用できる。

これらの点を踏まえて、最終的には、自治体が自己の財務情報を詳細かつ正確に把握することにより、より効率的、効果的な行財政運営につなげ、より品質の高い行政サービスを住民に提供できるようになることが重要であり、ひいては、コスト意識の向上といった職員意識改革につながることも期待できる。

### 公会計制度改革で新たに把握できる財務情報

これまでの自治体の公会計は、単式簿記・現金主義会計といわれ、明治 22 年に導入されてから、大きな改革のないまま使われ続けて現在に至っている。また、財務分析についても、経常収支比率や実質収支比率など現金収支にかかる過去情報を中心とした財政指標だけで、大きな欠陥等があるわけではないが、資産や負債などのストック情報の不足や、事業に要した正確なコストを把握しにくいこと、さらにすべての会計、外郭団体との連結決

算が行われていないなどいくつかの欠点がある。公会計を複式簿記・発生主義化することにより、新たに把握できる財務情報として期待できる主なものは下記のとおりである。

#### 現金主義による会計処理の補完

減価償却費や退職手当引当金等見えにくいコスト情報

評価資産や回収不能見込資産等の正確なストック情報

公社、第3セクター等との連結会計の整備による自治体の全体的な財務状況

予算時の計画評価と決算時の業績評価との比較

社会資本形成の世代間バランス

#### 【注記】新公会計制度での財務情報の限界

財務諸表等の開示内容は、自治体の活動環境の特徴や利用者のニーズだけでなく、財務情報が提供しうる情報の限界によっても影響を受ける。情報を活用するに当たっては、提供する情報に次のような限界があることを理解したうえで適切な補足説明を心掛ける必要がある。

情報収集のための費用対効果の関係で限界があること。

行政の分野では非財務情報も重要な意味を持ち、財務的側面のみでは完結しないこと。

ある種のルール又は慣行を適用することから生じる判断や見積りが存在している場合があり、その情報には客観的、絶対的ではないものも存在していること。

標準的な財務情報の開示であり、全てのニーズを満たすことは不可能であること。

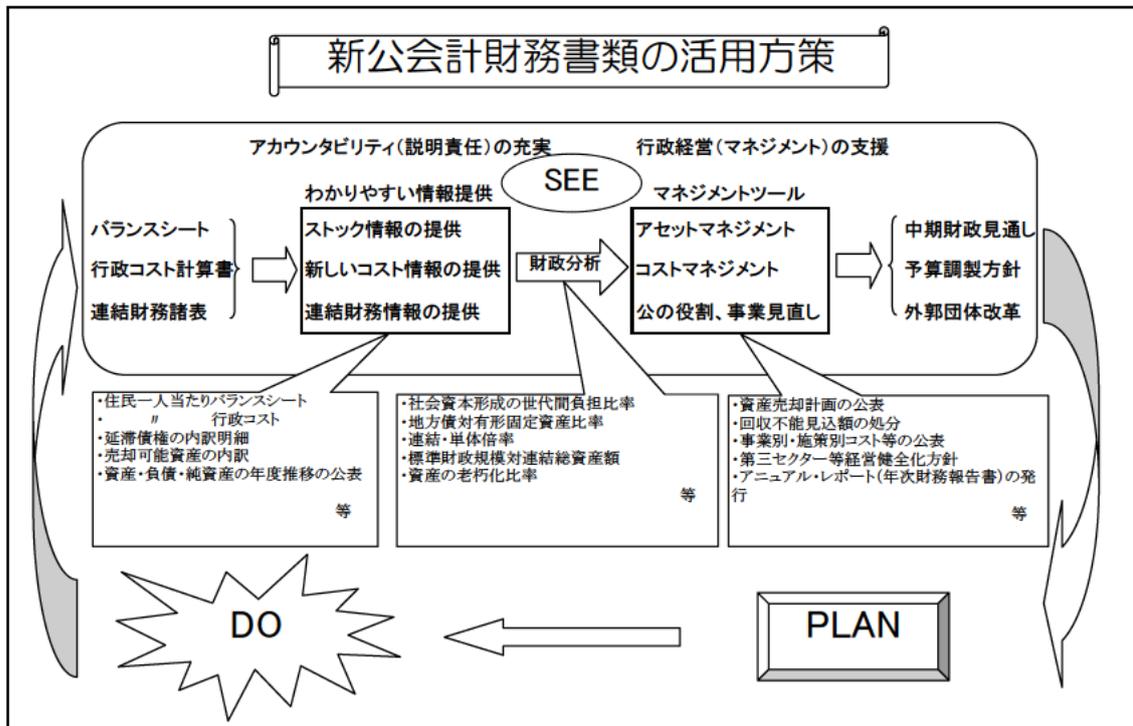
我が国の自治体の現行の会計制度は、全て法令等で規定されており、法律面から財務情報の制約や限界があるなど、予算及び法令等での制約や限界が存在しているということ。

### 財務書類情報活用の2つの目的と方法

今回の公会計制度改革の動きは、「自治体の資産・債務改革等に資するツールの整備」ということに集約されると言われているが、単なるツールの整備にとどまることなく、その次の段階を見越した取組みや工夫を各自治体が行う必要がある。

すなわち、単に提示されたモデルに従った財務書類の作成・公表にとどまらず、住民に対する財務状況の適切な情報開示や庁内における行政経営への活用をその目的とすべきものと考えられる。その上で、どのような財務情報、財務分析をどのように活用すべきであるのか、二つの目的に沿った形で整理して、取組みを進める必要がある。

【図1】



以下に、住民への情報提供と行政経営への活用というそれぞれの目的ごとに、活用方法を検討したので、その結果を例示的に述べる。

## 1 住民への情報提供

### (1) アカウンタビリティ（説明責任）の充実

地方自治体にとって、住民にその年度の税金の使い方だけでなく、将来の税金の使い方が決まっている借金の返済などについてわかりやすく示していくことが求められている。

今回の公会計制度改革で作成される財務書類は、公会計に関する知識の少ない住民のみならず、複式簿記、発生主義会計の考え方になじみの薄い自治体職員にとっても、当初はわかりにくいものと考えられる。

そこで、財務書類の公表に当たっては、住民や職員の理解可能性に十分配慮して、わかりやすく説明責任を果たすことが求められている。

具体的には、財務書類4表の概要説明や社会資本や地方債といった財政用語の平易な解説は必要不可欠なものである。

### (2) 財務書類等の公表方法

#### ア 公表の時期

公表の時期については、翌年度の予算審議等に活用可能な時期に公表することで、予算編成、審議の参考資料として活用できることから、翌年度の予算議論が始まる前に作成・公表を行うことが望ましい。

イ 公表方法

財務書類等の公表資料は、住民、議会等に対する財政活動にかかる説明責任を果たす手段として作成されるものである。

資料の公表にあたっては広報誌やホームページ上にわかりやすい分析説明を加えた図2のような概要版を掲載するなど、財務書類等に含まれる様々な情報を、対象者（住民、議会等）のニーズに応じ、適切に提供していく必要がある。なお、財務書類等の公表内容は、自治体の活動環境の特徴や利用者のニーズだけでなく、財務書類等が提供しうる情報の限界（注記欄参照）によっても影響を受ける。情報を提供することに当たっては、提供する情報に限界があることを理解したうえで適切な補足説明を心掛ける必要がある。

【図2】概要版のイメージ（参考例）



出典：各務原市ホームページ「新地方公会計制度に基づく財務4表」

また、連結の財務書類等の公表にあたっては、連結の範囲について明示することもとより、各関係機関との関係についても説明を加える必要があるなど、公表に当たっては普通会計同様、わかりやすい情報提供を行う必要がある。

さらに、財務書類等については、議会における決算、予算審議の補足資料、予算編成の参考資料として位置付け、決算、予算編成において活用していくことが望ましい。

## ウ 公表項目

連結財務書類4表については平成18年8月の地方行革新指針において公表を要請されているところであり、当然公表すべきところである。

また、行政経営への活用を図る目的からも、財務諸表の項目のうち「売却可能資産額」、「売却可能資産」、「未収金の状況（「回収不能見込額」、「長期延滞債権額）」の項目や「施設・事業別財務書類」、「経年比較」、「他団体との比較」について、できる限り公表することが望ましい。

## 2 行政経営への活用

### (1) 貸借対照表の活用方法

#### ア 資産の状況

##### a 住民一人あたりのバランスシート（貸借対照表）

バランスシートに関する項目については、普通会計バランスシートと連結バランスシートを並列して比較するとともに、住民一人あたりバランスシートを掲載する。

この際、住民一人あたりバランスシートは図3のような簡易版とするなど、わかりやすい掲載方法などを工夫するものとし、特に住民一人あたり「資産総額」、「負債総額」、「純資産総額」については、住民の関心度も高いと想定されるため、算式も含めて記載を行う。

【図3】

借方	貸方
資産	負債
公共資産 (土地、建物)	(地方債、退職手当引当金等)
投資等 (貸付金等)	
流動資産 (現金等)	
	負債総額
	純資産 (国庫補助金等、一般財源等)
	純資産総額
資産総額	負債・純資産 計

#### (a) 住民一人あたり資産総額

$$= \text{資産総額} \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録者数})$$

#### (b) 住民一人あたり負債総額

$$= \text{負債総額} \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録者数})$$

#### (c) 住民一人あたり純資産総額

$$= \text{純資産総額} \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録者数})$$

※ 住民基本台帳人口と外国人登録者数については、年度末（3月31日）時点とする。

b 連結バランスシートの住民一人あたりの表示も、同様にして記載することが望ましい。

イ 資産に対する世代間の負担バランスの状況

a 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本整備の結果を示す有形固定資産（公共資産）のうち、純資産（これまでの世代によって既に負担された分）の割合を示す指標。

$$\text{社会資本形成の世代間負担比率} = [\text{純資産①} \div \text{公共資産②}] \times 100 (\text{単位: \%})$$

※ 基準モデルの場合、公共資産は、事業用資産＋インフラ用資産＋売却可能資産となる。なお、採用モデルに対応した用語の説明を下記の様に記載することが望ましい。

【用語】（例）

- ・事業用資産：庁舎、消防署、学校、図書館、体育館などの土地、施設
- ・インフラ用資産：道路、河川、水路、漁港、ポンプ施設、公園、防火水槽などの土地、施設
- ・売却可能資産：市町が売却を決定した土地等
- ・純資産：現在までの世代が既に負担済みで次世代へ引き継ぐ正味財産の総額

【図4】

	借方		貸方
② {	資産		負債
	公共資産 (有形固定資産) (売却可能資産) ※基準モデルの場合は、「事業用資産、インフラ用資産、売却可能資産」		(地方債、退職手当引当金等)
	投資等 (貸付金等)		
	流動資産 (現金等)		
			負債総額
			純資産
			(国庫補助金等、一般財源等)
			純資産総額
	資産総額		負債・純資産 計

① }

地方公共団体の資産は、地方債の発行により、負担の平準化を図ることによって形成される部分が多く、今の子供達やこれから生まれてくる人達も、形成された資産からサービスを楽しむ一方で、資産形成に伴う負担をしていくことになる。この世代間の負担バランスを明示することによって、現役世代によって主に形成されているか、次世代にも負担が発生しているかが明確となり、住民の関心も高いと想定されるため、算式も含めて記載を行う。

また、下記の例示のようにこの比率の分析結果を掲載することとする。

**【分析結果の例示 1】**

この比率は、今まで市が整備してきた学校や道路などの社会資本を、現在までの世代の負担によってどのくらい形成されたかを示すものです。この比率が高いほど、現役世代によって資産形成がなされたことを示しており、後年度への負担が少なく、今の子供達やこれから生まれてくる人達への負担が極力抑えられていることがわかります。

**【分析結果の例示 2】**

この比率は、今まで市が整備してきた学校や道路などの社会資本を、現在までの世代の負担によってどのくらい形成されたかを示すものです。全国の平均と比較すると当市は、〇〇%程度低く、耐用年数の長い道路等のインフラ用資産については、現役世代のみではなく、将来の受益者である人達にも均等に負担を求めていることがわかります。ただし、負担の過度な先送りは、健全な財政運営を損なう恐れもあるため、適正な資産・債務の管理に努めていきます。

ウ 資産の老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているののを見ることができる。

資産老朽化比率

$$= \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100 (\text{単位: \%})$$

【表1】有形固定資産明細表

(単位:千円)

区分	土地 A	償却資産				貸借対照表計上額	
		取得価格 B	減価償却累計額 C	帳簿価格 D=B-C		A+D	うち資産評価差額
				うち当年度償却額			
生活インフラ・国土保全	6,470,000	40,850,000	14,110,000	860,000	26,740,000	33,210,000	0
道路	4,550,000	29,400,000	9,540,000	590,000	19,860,000	24,410,000	0
構りよう	90,000	590,000	160,000	10,000	430,000	520,000	0
河川	110,000	1,680,000	550,000	30,000	1,130,000	1,240,000	0
砂防	10,000	18,000	5,000	500	13,000	23,000	0
.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.
総務	2,330,000	14,210,000	5,370,000	380,000	8,840,000	11,170,000	-110,000
庁舎等	1,330,000	5,510,000	1,180,000	80,000	4,330,000	5,660,000	-110,000
その他	1,000,000	8,700,000	4,190,000	300,000	4,510,000	5,510,000	0
合計	13,380,000	124,780,000	51,040,000	2,950,000	73,740,000	87,120,000	120,000

### 【分析結果の例示 3】

「有形固定資産全体」の老朽化比率

$$= 51,040,000 \text{ 千円} \div (87,120,000 \text{ 千円} - 13,380,000 \text{ 千円} + 51,040,000 \text{ 千円}) \times 100$$

$$= 40.9\%$$

「総務 庁舎等」の老朽化比率

$$= 1,180,000 \text{ 千円} \div (5,660,000 \text{ 千円} - 1,330,000 \text{ 千円} + 1,180,000 \text{ 千円}) \times 100$$

$$= 21.4\%$$

全体の資産老朽化比率は 40.9%となっていますが、「総務 庁舎等」に関しては 21.4%であり、この部門については施設が比較的新しいということがわかります。

## (2) 行政コスト計算書の活用方法

減価償却費や退職手当引当金繰入等のいわゆる見えないコストを含めて、目的・性質別のコスト構造を分析することにより、各自治体の行政サービスの特徴（偏り）が把握できる。さらに、性質別のコスト構造の検証は将来見通しのシミュレーションにも活用することができる。

### ア 人件費コスト比較

目的別に経常的な行政コストの人件費の占める割合を算出し、他団体比較や経年比較を行うことにより、行政サービスの効率性を比較することができる。

$$\text{人件費} \div \text{経常行政コスト}$$

### イ 住民一人当たり目的・性質別コスト

他団体（特に類似団体）との比較や経年比較により、各自治体のコスト構造の分析が可能となる。

$$\text{目的・性質別コスト} \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録者数})$$

### ウ 経年比較

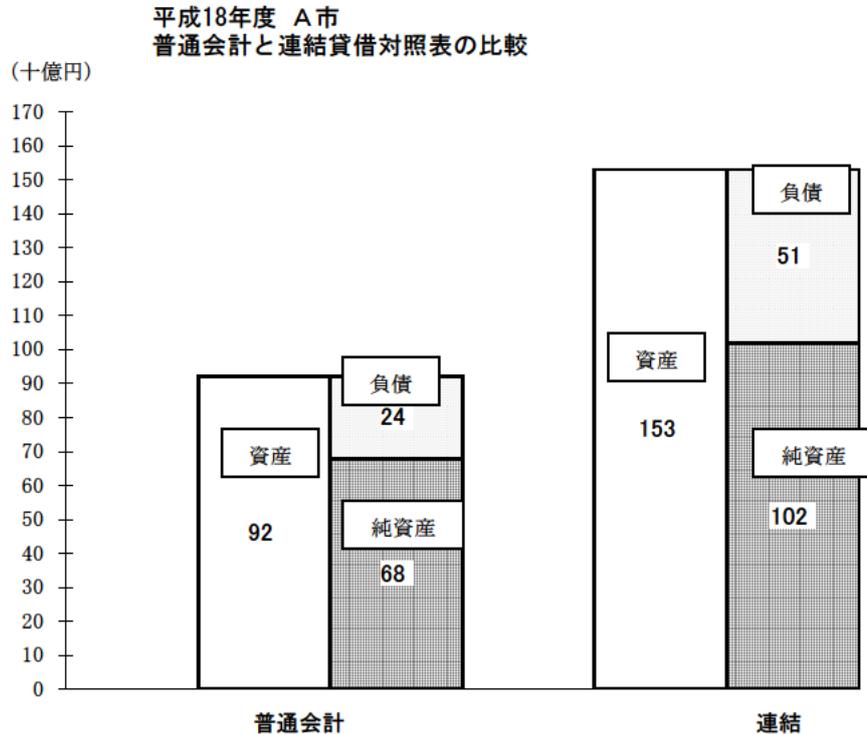
過去の行政コストの経年比較を参考に、将来の伸び率などの試算や目標設定を行うなど財政運営に活用可能である。

## (3) 普通会計・連結財務分析

普通会計財務書類の数値と連結財務書類の数値を比較することにより、普通会計以外の行政サービスの規模を把握することができる。

$$\text{資産の連単比率} = \text{連結資産額} \div \text{普通会計資産額} (\text{単位: \%})$$

【図5】



(単位:百万円)

資産	92,256	負債	24,168
公共資産	78,687	固定負債	21,733
投資等	6,927	流動負債	2,435
流動資産	6,642	純資産	68,088
計	92,256	計	92,256

(単位:百万円)

資産	152,541	負債	51,258
公共資産	130,086	固定負債	48,050
投資等	7,762	流動負債	3,208
流動資産	14,693	純資産	101,283
計	152,541	計	152,541

【分析結果の例示4】

A市の普通会計BS（バランスシート）と連結BSを比較すると、連結資産は普通会計資産の1.65倍となっており、普通会計以外の事業資産が相当多くあることがわかります。これは、公営企業や一部事務組合に行政事務の一部を処理させていることなどが一因と考えられます。

一方、負債の同倍率は2.13倍であり、普通会計以外の事業資産が負債により多く調達されていることがわかりますが、これは水道事業や下水道事業といった公営企業会計がそのインフラを整備するのに地方債を多く発行していることが大きな要因です。

また、普通会計BSにおいても、連結BSにおいても流動資産は流動負債を大きく上回っており、資金不足の危険性は低く、逆に流動負債は連結BSで普通会計BSの1.32倍であるのに対し、流動資産は販売用土地23億円を含んで、同2.21倍となっており普通会計以外に相当の流動資産があることがわかります。

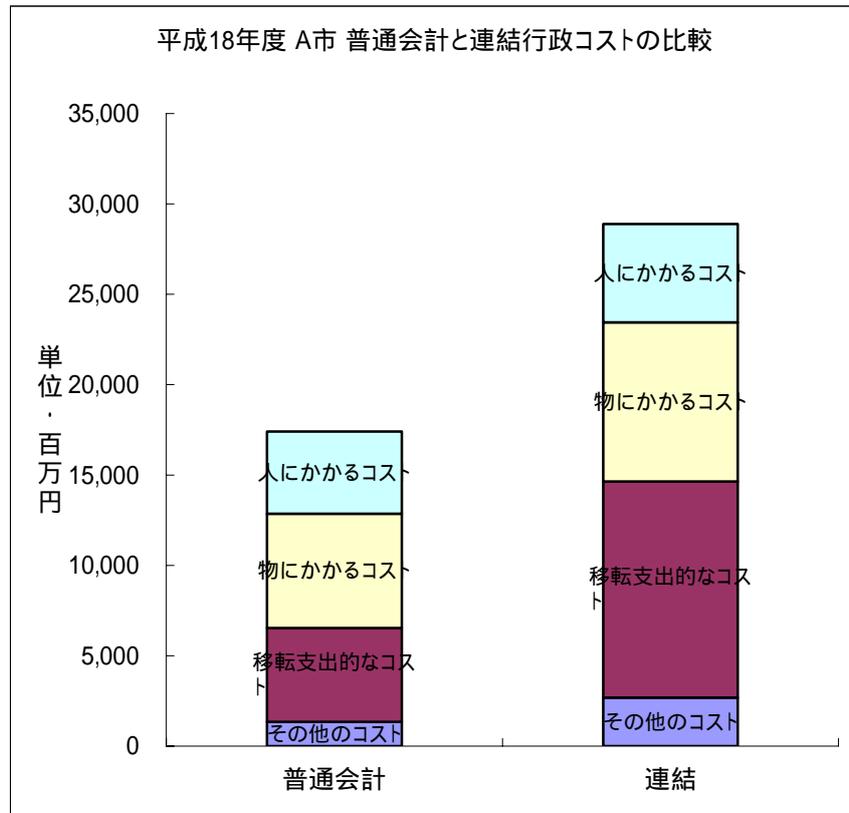
資金的には、普通会計だけの決算数値を見ているのでは、もはや自治体の財政状況全体を把握するのに十分とは言えないことがわかります。

行政コストの連単比率(%) = 連結純経常行政コスト ÷ 純経常行政コスト

【表2】平成18年度 A市 行政コスト連単比較表 (単位:千円)

	普通会計	連結	連単倍率
人件費	3,131,649	3,445,571	1.10
退職手当引当金繰入等	1,185,899	1,747,744	1.47
賞与引当金繰入額	242,679	242,679	1.00
人にかかるコスト	4,560,227	5,435,994	1.19
物件費	3,698,453	4,728,516	1.28
維持補修費	178,323	197,894	1.11
減価償却費	2,445,130	3,885,506	1.59
物にかかるコスト	6,321,906	8,811,916	1.39
社会保障給付	1,148,421	9,520,507	8.29
補助金等	1,512,342	2,398,466	1.59
他会計等への支出額	2,477,535		0.00
他団体への補助金等	42,093	42,093	1.00
移転支出的なコスト	5,180,391	11,961,066	2.31
支払利息	321,547	1,040,058	3.23
回収不能見込計上額	92,447	92,447	1.00
その他行政コスト	936,488	1,552,940	1.66
その他のコスト	1,350,482	2,685,445	1.99
経常行政コスト	17,413,006	28,894,421	1.66

【図6】



#### (4) 未収金の状況

総務省方式改訂モデルの貸借対照表では、収入未済額のうち1年以内に発生したものを未収金、それ以前に発生したものを長期延滞債権と区分しており、未収金、長期延滞債権それぞれについて、回収不能見込額を計上することとされている。未収金は、全額回収できるよう努力するのは言うまでもないが、現実的には100%回収するのは難しく、決算時に不納欠損（債権放棄）する自治体がほとんどである。

しかしながら、貸借対照表上で回収不能見込額と計上したものであっても、債権として放棄しているわけではないので、各自治体において全力を挙げて回収に努める必要がある。

このため未収金については、貸借対照表への計上だけにとどまらず、次に示すような資料を別途作成し、未収金の状況把握に努め、その低減方策の検討に活用するとともに、隠れた負債ともなりかねないこれらの情報を住民に対し公表することが望ましい。

【表3】 長期延滞債権・回収不能見込額・不納欠損率の年度別推移

(単位：千円)

		N年度	N-1年度	N-2年度	N-3年度	N-4年度
地方税	長期延滞債権					
	回収不能見込額					
	不納欠損率 (%)					
使用料・手数料	長期延滞債権					
	回収不能見込額					
	不納欠損率 (%)					
財産収入	長期延滞債権					
	回収不能見込額					
	不納欠損率 (%)					
貸付金	長期延滞債権					
	回収不能見込額					
	不納欠損率 (%)					
計	長期延滞債権					
	回収不能見込額					
	不納欠損率 (%)					

※＜参考 不納欠損率の算出式＞

A 過去5年間の不納欠損額累計

B 過去5年間の滞納繰越収入額累計

N年度不納欠損率 = A / (A + B)

( 5 ) 施設別コストの状況と分析

公会計制度改革により作成される財務書類を分析することにより、施設別コストの状況と分析が可能となり、減価償却費等を勘案したコスト分析ができるようになる。その結果として、施設のあり方や運営方法の見直しのきっかけとなることが期待できる。

施設別コスト計算書の作成にあたっては、施設ごとの比較可能性に留意して、統一した作成のルールを定めておくことが望ましい。

( 参考例 )

四日市ドームコスト計算書

コスト計算書

( 単位 : 千円 )

	平成19年度	平成18年度	増減
<b>【収入の部】</b>			
使用料	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX
ドーム事業費寄附金	XXX	XXX	XXX
委託販売手数料	X	X	X
雑入(実費弁償金等)	X,XXX	X,XXX	X,XXX
収入合計	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
<b>【費用の部】</b>			
人件費	XX,XXX	XX,XXX	XXX
物件費	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX
維持補修費	X,XXX	X,XXX	X,XXX
補助費等	XXX	XXX	XXX
公債費(利子分)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
退職給与引当金繰入等	X,XXX	X,XXX	X,XXX
減価償却費	XX,XXX	XX,XXX	XXX
費用合計	XXX,XXX	XXX,XXX	XX,XXX
当期収支	XXX,XXX	XXX,XXX	XX,XXX
正味資産国庫(県)支出金償却額	X	X	X
当期純収支	XXX,XXX	XXX,XXX	XX,XXX

正味資産国庫(県)支出金償却額は、固定資産の減価償却見合いの金額を表し、減価償却費を補てんするものです。

一人当たり収支

市民一人当たり当期収支	X,XXX円	X,XXX円	XX円
利用者一人当たり当期収支	X,XXX円	X,XXX円	XX円
年度末人口	XXX,XXX人	XXX,XXX人	X,XXX人
利用者数	XXX,XXX人	XXX,XXX人	X,XXX人

## 資産・負債の状況

(単位:千円)

【資産の部】			
土地		X	X
建物その他	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX
資産合計	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX
【負債の部】			
市債のうち翌年度償還分	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX
市債(翌年度償還分を除く)	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX
負債合計	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX

参考 四日市ドームの市債借入総額はX,XXX,XXX千円です。(最終償還予定:平成22年度)

### (6) その他の分析指標

#### ア 予算額対資産比率

$$\text{予算額対資産比率} = \text{総資産額} \div \text{歳入額(単位:年分)}$$

歳入総額に対する資産の比率を計算することにより、ストックである資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見る指標。

一般的には総資産額に占める有形固定資産が大きいので、この指標が高いほど、財政規模と比して有形固定資産が多く、社会資本整備が進んでいると見ることができる。

#### イ 純資産比率

$$\text{純資産比率} = \text{純資産} \div \text{負債} + \text{純資産(単位: \%)}$$

企業会計における自己資本比率に相当し、この割合が高いほど財政状態が健全であると見ることができる。

#### ウ 資金手当率

$$\text{資金手当率} = \text{手許資金} \div \text{減価償却累計額(単位: \%)}$$

手許資金:資産の部にある「投資等」の「基金」と「流動資産」の「現金・預金」を合計した額

価値を失ったとされる有形固定資産の額である減価償却累計額(=再整備が必要な額)に対して、現在手許資金がどの程度用意されているかをあらわす。

行政サービスの提供に使われている有形固定資産について、耐用年数が到来したとき手許に資金がなければ施設を再整備することができない。地方債の活用により、一部の資金手当はできるが、ある程度の一般財源を確保しておくことが必要である。

## 今後の活用の方向

### 1 段階的な整備

新しい公会計制度の導入は、これからの自治体の経営にとって必要不可欠なものであるが、地方自治法を初めとするこれまでの制度の中での運用については、一定の制約や限界があることも事実であり、また、改革にかかる事務作業量や必要経費の点からも、實際上、一度にすべてを改めるのは困難な状況である場合が多い。

そこで、当検討会としては、それぞれの自治体が置かれている状況に応じて、下記のような段階的な活用の方向を想定し、どの段階を自己の目標とするかは、各自治体の判断とする。しかし、当面どの段階を目的とするとしても、最終の方向性は変わるものではなく、そのための配慮を十分にしつつ、それぞれの自治体で活用を図ることが望ましい。

第1ステージ：新公会計モデルに基づく財務諸表を作成し、公表している。

第2ステージ：財務諸表を分析し、わかりやすい形で住民に情報提供している。

第3ステージ：財務諸表分析等から得られた情報を、事業評価や予算編成の基礎資料として利用し、行政経営の一部として活用している。

第4ステージ：複式化された会計制度の運用がなされており、そこから得られる財務情報を、日常の行政経営の基礎情報として活用している。

### 2 さらなる活用に向けて

以下は、論点として検討した事項であるが、現段階ではどのような形で活用するのが適当であるのか、意見がまとまらなかった点であり、さらなる活用に向けての課題として例示する。

#### (1) アニュアル・レポート（年次報告書）の作成

行財政運営を行った結果として、自治体の財政状態、運営状況がどのように変化したのかということ、成果を検討しながら、職員や議会、最終的には住民に説明する責任を果たすために、アニュアル・レポート（年次報告書）の作成は必須であると考えられる。

しかし、現時点では地方自治法に基づく現行の財政状況の公表や事務事業評価報告との連携・調整をどのように図るかが課題となる。しかし、これらの報告形態は自治体により様々であり、またその変更には作業的にもかなりの事務量が必要になることが考えられるので、各自治体において十分検討・調整してから取り組んでいく必要がある。

## (2) 事業別のコスト分析と評価

施設別のコスト分析と同様の方法で、事業別のコスト分析を行うことも、十分可能である。しかし、財務情報の限界で述べたように、行政の活動では非財務情報も重要な意味を持っており、財務的な経済性、効率性からのみではその事業の成果や有効性を的確に分析・評価できない面の多くあることが考えられる。

また、多くの事業は、いくつかの細事業により構成されており、ソフト事業とハード事業が入り混じっていることが普通である。引当金等の見えないコストを配賦するにも、その配賦の基準をどのように設定するか、統一的、標準的に示すことは難しい。

さらに、多くの自治体では、既に独自の事務事業評価を実施しており、これらの評価との調整や事務作業的な重複が発生しないよう調整する必要がある。

このようなことから、新しい財務書類から得られる情報を活用した事業別コストの分析と評価に当たっては、依然、制度の構築に向けて慎重な検討が必要であると考えられる。

## (3) 他団体の財政指標との比較分析にかかる留意点

新しい財務書類から得られた財務情報を使って、類似の他団体との比較を行うことは非常に有効な分析手法である。現時点で比較分析を行うにあたっては、以下の点に十分留意する必要がある。

まず、自己と類似の団体の選定をどのように行うかである。人口や面積が同等の自治体であっても、その態様はさまざまであり、道路等のインフラ整備に大きな費用を必要とする自治体もあれば、経常的経費に多くの財源を投入する必要のある自治体もある。従来の財政分析で行われてきた類似団体比較は、「人口」と「産業構造」を基準に自治体を分類しているものであるが、バランスシートや資金運用の分析を行う基準として利用するには、必ずしも適当とはいえない。

つぎに、新しい財務書類がすべての自治体で作成されるようになるまでにもう少し時間がかかるとともに、その作成方法が、統一化されるのにもまだ時間がかかる見込みであることである。具体的には、基準モデルと総務省改訂モデルで作成された財務書類間で単純に比較分析を行っても、特にバランスシートの分析としては、正確なものとは言い難い。

## (4) 財政運営判断基準（達成目標値、危険値）

他の事務事業と同じように、財務運営においても、数値目標やその達成度評価を実施していくことが望ましいが、どのような指標を用い、客観的な目標値、危険値を何から求めるのか。複式簿記で作成された全国の自治体の財務諸表の作成がさらに進展してから、検討すべきことと考えられる。

## (5) 財政健全化法の健全化判断比率等との連携

財政健全化判断比率は、自治体の財政運営にかかる一つの危険値を表す指標であり、

特に将来負担比率はストック指標とされている。新公会計制度で作成される連結貸借対照表と密接な関係があるが、将来負担比率の将来負担額は地方交付税措置等を控除した実質的な負債であり、連結貸借対照表からは直ちにその数値を確認できるものではない。

しかし、健全化判断比率も財務書類から得られる財務情報も財政運営に資するために、ほぼ同時期に算出されるものであり、互いの値がどのような考え方で、算出されており、どのような関係にあるのか、合わせてわかりやすく住民に説明できる方法を検討することが必要である。

